

益城町地域公共交通計画の変更について

1. 概要

国において、地域公共交通の維持に対する支援として、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、乗合バスの運行費等に対する交通事業者等への支援を行っているところであるが、令和3年4月に補助要綱が改正され、地域公共交通計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画と補助制度の連動化）が実施された。

これに伴い、補助事業の活用にあたっては、補助系統の地域の公共交通の位置づけや補助事業活用の必要性について、地域公共交通計画に記載が必要となったことから、本町の地域公共交通計画においても一部変更を行う。

2. 本町で活用している補助金

補助金名	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
概要	・ 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援 ・ 補助率は補助対象経費の 1/2 以内
補助系統名	福田地区デマンド型乗合タクシー

3. 地域公共交通計画の変更内容

地域公共交通計画の最終頁に「補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表」を添付する。